



町政ニュース

ご利用ください 地域経済活性化対策

住宅リフォーム促進事業補助金

町では、町内の施工業者を利用した住宅リフォームに対して、補助金の交付を行っています。

▼交付額 税込み工事金額の10%（千円未満は切り捨て）。上限額は10万円。

▼工事要件チェックリスト

□金額（税込み）が20万円以上の工事

□申請者が所有し、現在居住している住宅の工事（申請者は町内に居住し、町税を滞納していないこと）

□町内施工業者が行う工事

□補助金の交付決定を受けてから行った工事

□他の補助事業を重複して受けていない工事

申請方法や実績報告に必要な書類など、詳細についてはお問合わせください。

町ホームページにも詳細を掲載しており、申請書をダウンロードできます。

▼問合せ先

産業建設課 産業振興室
☎ 26・2280（直通）

URL <http://www.town.yoshioka.gunma.jp/>

手続きの流れ



26年度の工事は、実績報告書を2月28日までに提出してください。

町内のリフォーム業者さんへ

町では、吉岡町住宅リフォーム促進事業関連工事店の登録業者を募集しています。
登録業者は町ホームページでご紹介させていただくほか、事業にご協力いただきます。

「地元の利」を活かしています

よしおか商工会リフォーム組合

よしおか商工会リフォーム組合は、工事のご相談をいただいた場合、「その日のうちに」を基本として、お客様に対応しています。

水廻りの困りごと、ガラスが割れた、畳を替えたい、屋根の塗装、部屋の改装…

どんな工事でも、素早く対応し、一軒一軒のご要望に向き合わせていただきます。

▼問合せ先

よしおか商工会リフォーム組合事務局（商工会）
☎ 54・2625

木造住宅の耐震診断者を派遣

気になりますか？自宅の耐震



▼該当する建物

①昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅または併用住宅で住宅部分の床面積が1/2以上

②平屋建て・2階建て

③在来軸組工法によるもの

▼募集戸数 2戸（先着順）

▼申込締切 平成27年1月30日

診断日程は申込の翌月調整
申込方法や必要書類などについては、町ホームページをご覧ください。

▼問合せ先

産業建設課 都市建設室
☎ 26・2278（直通）

木造住宅の地震に弱い部分や倒壊の可能性の有無について、耐震診断を希望する人に耐震診断者（一般社団法人群馬県建築士事務所協会に登録された木造住宅耐震診断調査資格者）を派遣します。
診断費は無料ですが、調査員の交通費や各種証明書発行料1,600円などを負担いただきます。

該当建築物を所有し、居住している、かつ町税を滞納していないことが条件です。（貸家を除く）



口座振替がお得です

国民年金保険料の前納制度(下期)

国民年金の保険料には、一定期間の保険料をまとめて納める前納制度があります。前納すると保険料が割引になります。

現金で前納を希望する人

「国民年金保険料納付案内書」に付いている「下期」の納付書(平成26年10月分～27年3月分の6カ月分をまとめて納付するときに使用)で納めてください。

▼納期限 10月31日(金)

口座振替で前納を希望する人

8月末日までに年金事務所へお申し出ください。

▼申出時の持ち物

- ① 預貯金通帳
- ② 預貯金通帳届出印
- ③ 基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、国民年金保険料納付書など)

※口座振替で前納すると、さらにお得です。

▼問合せ先

渋川年金事務所 国民年金課
☎ 22・1607

保険料6カ月分の金額		差額
毎月現金で納める場合	91,500	—
現金で前納する場合	90,760	740
口座振替で前納する場合	90,460	1,040

(円)

A

国民年金保険料を納める必要がなくなった場合には、それ以降の保険料は還付されます。



Q

就職が決まり、厚生年金に加入することになりました。保険料をすでに前納したのですが、戻ってきますか？

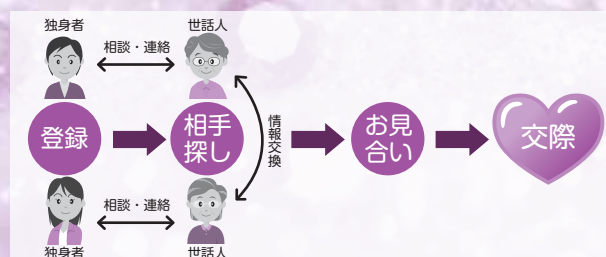


婚活のお手伝いします ぐんま縁結びネットワーク

群馬県では、社会全体で独身者の結婚を応援する取り組みを行なっています。

結婚を望みながらも出会いの機会が少ない独身の人に、「縁結び世話人」のネットワークを活用して、1対1のお見合い型の出会いを提供する群馬縁結びネットワークを是非ご利用ください。

登録料は無料。個人情報世話人相互の信頼できるネットワークを介するので安心です。



問合せ先 吉岡町教育委員会生涯学習室 ☎54-1054(直通)

よしおかひと昔 船尾バーベキュー広場

船尾滝自然公園内のバーベキュー広場は、平成28年4月に供用開始。滝周辺整備の一環として森林のレクリエーション利用を図るため「生き生き林業村づくり整備事業」で整備されました。

利用期間は四月から十一月末日まで、平日は役場産業振興室窓口、休日は現地管理人に申込みと利用できます。

夏休みや秋の連休、屋外バーベキューしてみたいいかがでしょう。

このコーナーではひと昔前に町で起ったできごとやユースを紹介します。

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度

▼問合せ先 健康福祉課 福祉室 ☎26・2247(直通)

届け出をお忘れなく

現況届・所得状況届は、8月から平成27年7月まで、手当を引き続き受ける資格があるかを審査するためのものです。現在手当を受給している人は、届け出をしないと、8月以降の支給が停止されます。忘れずに提出してください。受給者には7月下旬に通知が郵送されます。

▼提出期限 8月20日(水)

▼提出するもの

児童扶養手当受給者

現況届および発効日が8月1日以降の住民票謄本

特別児童扶養手当受給者

所得状況届

両手当共通

○手当証書

○印鑑

○今年の1月1日に吉岡町に住所がなかった人は26年度(25年分) 児扶・特児用所得証明書

○その他必要に応じた書類

手当を受給するためには申請が必要です。

また、一定額以上の所得がある場合は、支給の対象となりません。詳しくはお問合わせください。

児童扶養手当

児童扶養手当は、母子・父子家庭や父母のいない児童の生活の安定を図り、自立を促進するために手当を支給する制度です。

支給月額(児童一人の場合)

全部支給：41,020円

一部支給：前年所得に応じて9,680～41,010円

▼支給対象

次のいずれかの条件にあてはまる18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童、(障がい児は20歳未満)を監護養育しているひとり親家庭の父・母または養育者

(父は生計も同一であること)

①父母が離婚した

②父又は母が死亡した

③父又は母が重度障害の状態にある

④父又は母の生死が明らかでない

⑤父又は母から引き続き1年以上遺棄されている

⑥父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている

⑦婚姻によらないで懐胎した

⑧父母ともに不明である(孤児など)

⑨父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、心身に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者に支給される手当です。

支給月額

1級：49,900円

2級：33,230円

▶両手当とも、次のような場合には支給されません

①児童福祉施設などに入所している。

②児童(児童扶養手当は申請者を含む)が障がいなどを事由とする公的年金を受けている。

※その他にも支給されない場合があります。



ひとり親家庭の
就職・自立支援

パソコン講座

初級編

受講料は無料、テキスト代が4,320円かかります。

対県内在住のひとり親家庭の親および寡婦

場 中央カレッジグループ本部

ビル2F(前橋市古市町)

期 10月12日～11月30日の日曜

全8回

時 午前10時～午後4時

内 ワード・エクセル各20時間

定 20人(抽選)

締 9月16日(火)

申 往復はがきに郵便番号・住所・氏名・年齢・電話番号・

応募動機を記入し、郵送

申 問 〒371-0843

前橋市新前橋町13-12

群馬県社会福祉総合センター

5階

群馬県母子寡婦福祉協議会

☎027・255・6636

☎027・255・6652

FAX 027・255・6652